**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県八千代市八千代台東五丁目一五六二番地、最後の住所千葉県八千代市八千代台北一丁目一〇番地一一マメール八千代台五〇二

被相続人　亡　髙橋　欣哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階コンパサーレ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　優子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区深川二丁目二九番地五、最後の住所横浜市戸塚区下倉田町一三〇三番地

被相続人　亡　外川　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階　相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県北蒲原郡聖籠町大字別條一番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　近藤　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小林　英一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県岐阜市旦島中町二丁目二四番地、最後の住所岐阜県岐阜市旦島中町二丁目二〇番地一　被相続人　亡　北洞　夙武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所岐阜市鷹見町一三番地丹下ビル二階　相続財産管理人　弁護士　矢島潤一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県多治見市池田町四丁目一九七番地、最後の住所岐阜県多治見市太平町一丁目二四番地マーブル参番館Ｄ―一二

被相続人　亡　齋藤　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所岐阜県多治見市大日町四一番地一　多治見ききょう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　貴子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県岐阜市則武二五六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗本ひさ代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階　廣瀬小島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平松　卓也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県熱海市西山町一七番、最後の住所静岡県熱海市西山町一七番一二号

被相続人　亡　有泉　玉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル四階　相続財産管理人　弁護士　原田　健一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県彦根市稲里町二五七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

事務所滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階彦根共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若山　桃子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

京都府与謝郡伊根町字平田五六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

京都府宮津市字鶴賀二〇五四番地の一宮津商工会議所二階　相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鳥取市栄町二三四番地、最後の住所京都市山科区北花山六反田町二六番地六七

被相続人　亡　小倉　茂徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

京都市中京区富小路二条下ル高木ビル三階　田村貴哉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加福　雅和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市北区池田町一番、最後の住所大阪市北区池田町一番一―八一七号ローレルハイツ北天満　被相続人　亡　長尾　寛人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号　相続財産管理人　久岡　英樹

---

**第11期決算公告**　平成25年９月24日

東京都港区赤坂三丁目19番９号泉商事一ツ木ビル３階

**株式会社ボールド**

代表取締役　澤田　敏

**貸借対照表の要旨**（平成25年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 195,544 |
| | 固定資産 | 15,884 |
| | 合計 | 211,429 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 86,650 |
| | 負債 | 0 |
| | 株主資本 | 124,778 |
| | 資本金 | 37,525 |
| | 資本剰余金 | 7,525 |
| | 資本準備金 | 7,525 |
| | 利益剰余金 | 79,728 |
| | その他利益剰余金 | 79,728 |
| | （うち当期純利益） | (27,183) |
| | 合計 | 211,429 |

---

**第25期決算公告**

平成25年10月10日

東京都稲城市矢野口542番地の22

**荒川総業株式会社**

代表取締役　荒川　満

**貸借対照表の要旨**（平成25年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 85,390 |
| | 固定資産 | 10,597 |
| | 合計 | 95,987 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 33,226 |
| | 負債 | 9,397 |
| | 株主資本 | 53,364 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 43,364 |
| | その他利益剰余金 | 43,364 |
| | 合計 | 95,987 |

(注)　当期純利益　3,419千円

---

**第25期決算公告**

平成25年10月10日

東京都国分寺市北町四丁目15番地12

**アイテック株式会社**

代表取締役　渡邉　明稔

**貸借対照表の要旨**（平成25年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 22,444 |
| | 固定資産 | 44,089 |
| | 合計 | 66,533 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,965 |
| | 負債 | 26,222 |
| | 株主資本 | 28,346 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 18,346 |
| | その他利益剰余金 | 18,346 |
| | 合計 | 66,533 |

(注)　当期純損失　4,894千円